

■ 盛岡市立病院経営評価委員会設置要綱

平成27年3月31日病院事業管理者決裁

(設置)

第1条 盛岡市立病院第3次経営改善計画（以下「計画」という。）の進捗状況及び盛岡市立病院の経営上の重要事項等に関し意見，提言を得るため，盛岡市立病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 盛岡市立病院の経営上の重要事項に関すること。
- (3) その他盛岡市立病院の運営に関し，必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は，委員8人以内をもって組織する。

2 委員の任期は，2年とする。ただし，欠員が生じた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き，委員の互選とする。

2 委員長は，会務を総理し，会議の議長となる。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は，盛岡市病院事業管理者が招集する。

2 委員会は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は，必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，盛岡市立病院事務局において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成27年4月1日から施行し，平成31年3月31日限り，その効力を失う。

2 この要綱の施行の日以後，最初に委嘱される委員の任期は，第3条第2項の規定にかかわらず，平成29年3月31日までとする。

市立病院経営評価委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 等
及 川 吏 智 子	公益社団法人岩手県看護協会 会長
小 川 彰	学校法人岩手医科大学 理事長
佐 藤 元 昭	岩手県医療局 理事
長 山 洋	岩手県社会福祉協議会 会長
二 宮 由 香 里	二宮内科クリニック 副院長
福 井 富 士 子	有限会社福井 取締役
渡 辺 典 之	有限責任監査法人トーマツ パートナー
和 田 利 彦	一般社団法人 盛岡市医師会 会長